

豊里学園つくば市立上郷小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

本方針では、法第2条第1項の規定を踏まえ、以下の通りいじめを定義している。

[いじめの定義]

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする

具体的には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省平成29年3月最終改定

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(3) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(4) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の7点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。
- ② 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- ③ いじめの未然防止のために、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり・学校づくりを行う。
- ④ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- ⑤ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。
- ⑥ 学級担任が問題を一人で抱えこむことがないよう、管理職、生徒指導担当職員等のきめ細かな情報共有を行う。
- ⑦ いじめ等問題行動に対する学校全体での組織的かつ迅速な対応を行う。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 関係機関との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

2 「豊里学園つくば市立上郷小学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、各学年代表、養護教諭

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会は次に挙げる事務を所掌する。

- ① 学園・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること
 - ② いじめの未然防止や早期発見に関すること
 - ③ いじめ問題の確認とその対応に関すること
 - ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること
 - ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること
 - ⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること
 - ⑦ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること
- (5) 委員会は校長が招集する。
- (6) 委員会は次の区分で招集する。
月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」として招集する。
- (7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止のための取組

児童の豊かな心を育成し、心の通い合う人間関係の形成がいじめの防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業、学級活動や道徳科

児童が友達と関わりながら、自らの行動を選択し、自己決定力(そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する力)を高め、いじめに向かわない態度を育成する。

また、意見の相違があっても互いを認め合いながら調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考え行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

ア 授業においては、言語活動を効果的に取り入れ、児童同士が協働して活動する場を設け、児童の自己有用感(他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚)を醸成し、共感的理解(その人そのものを理解すること)を深める。

イ 学級での話し合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように工夫し、児童同士の絆を深めて、かつ社会性を育み、いじめの起こりにくい学級の雰囲気をつくりだす。

ウ 障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

② 児童会活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、児童会活動、学校行事の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他から認められる体験を通して、自己有用感(自分は認められている、自分は大切にされているといった思い)を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

イ 学校行事等を児童が自ら考え取り組めるように工夫し、児童会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

③ 教育相談と個別面談

日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員に相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う児童との個別面談の実施や、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

ア 日頃から担任や授業担当者が、児童と気軽に話せる関係を構築する。

イ 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

ウ いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。

エ 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

オ 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

④ 教育活動全体を通して

いじめはどの児童にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、児童の観察等を行うことで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候(以下のア～オ等)を見逃さないよう努める。特に、ささいな変化であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童へ個別に声かけや相談等、積極的な関わりをもち、的確に状況の把握をする。

ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

イ いつもより元気がない。

ウ 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。

エ 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

オ 親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォンやゲーム等に没頭する。

⑤ 児童の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見のための取組

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな変化であってもいじめの可能性を払拭せず、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

① 学校生活アンケート等による調査

いじめに関するアンケート調査を年に3回行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめ、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

② 保護者との連携

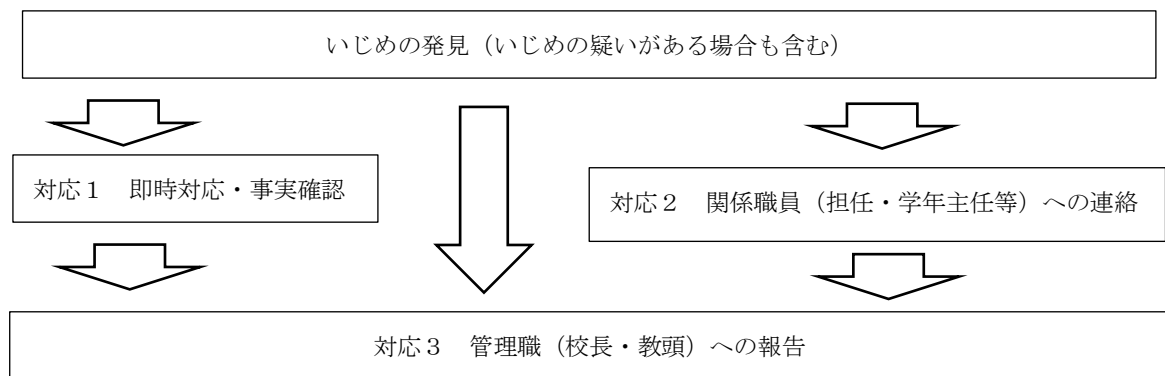
学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ相談しやすい関係づくりに努める。

③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、つくば市教育相談センターやいじめ悩み相談対応室など、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

(3) 早期解消に向けた取組

Step1 いじめを察知したら直ちに管理職へ報告（相談）する。



Step2 校長は速やかに、いじめ対策委員会を開催、情報の共有、組織的対応

いじめ対策委員会	
ア	情報の収集、整理
	・ いじめの態様、被害児童、加害児童、傍観したり周囲にいたりした児童の情報
イ	対応方針
	・ 緊急性の確認（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度を確認）
	・ 事案の検討、解消に向けた具体的な計画を立案
	・ 事情聴取や対応の際に留意すべきことの確認
ウ	役割分担
	・ 被害児童、加害児童からの聞き取り調査と指導・支援担当
	・ 傍観したり周囲にいたりした児童からの聞き取り調査と指導・支援担当
	・ 保護者への対応担当
エ	深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応
	・ 市教育委員会への報告
	・ 関係機関（警察署生活安全課、土浦児童相談所など）との連携

Step3 職員会議等で全教職員への情報の共有、対応方針の共通理解、組織的対応

- ・ 学校内だけでなく、各専門機関や専門家との協力体制のもと解決にあたる。
（スクールカウンセラー・臨床心理士等の専門知識を有する者を含む。）
- ・ いじめられて傷心している児童の心のケアを第一に配慮して、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図りながら対応していく。

Step4 いじめが止んだ後も経過観察・定期的な確認

- ・ 被害児童、加害児童の人間関係を継続して（少なくとも3ヶ月程度）観察を続ける。
- ・ 必要に応じてスクールカウンセラーを活用した当該児童への配慮や支援を行う。
- ・ いじめ対策委員会の中で当該児童の情報共有を継続する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

(5) 重大事態の調査と報告(詳細は6)

いじめによる重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。市長が検証を行う必要があると認めた場合、学校はつくば市いじめ検証委員会に積極的に資料を提供するとともに、その検証の結果をもとに適切に該当重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組む。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「市の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等で聞き取り調査等を行い、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合や、児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

児童館や塾、社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

これまでのいじめ問題への対応策を共有するなど、実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のにじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある段階を指す。

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通して市長に報告する。

(2) 実態把握

調査主体は市教育委員会が判断し、第三者を加えた組織となるよう努める。

調査を始める前にいじめの被害を受けた児童・保護者や関係児童・保護者への事前説明を行う。

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査報告

調査結果については、いじめの被害を受けた児童と保護者に対し、調査報告書に基づいて説明をする。

いじめの被害を受けた児童・保護者に説明した方針に沿って、いじめの加害児童と保護者に対しても調査報告書の内容について説明する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。再調査が必要と判断された場合、市長による再調査を実施する。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送るための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

いじめの加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5つに関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止の評価規準

- ① 児童の自己指導能力を高めることができた。
- ② 児童の自己有用感を高めることができた。
- ③ 児童の規範意識を高めることができた。
- ④ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- ⑤ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

- ① いじめの早期発見に努めることができた。
- ② 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ③ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ① 被害者の心のケアができた。
- ② 適切にいじめの事実を確認できた。
- ③ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- ④ 重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。(重大事態があった場合)
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- ② 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ③ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- ④ 学校以外で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ① 実践的研修を行うことができた。
- ② 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ③ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学園・学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。